

（別紙）

平成 19 年（ネ）第 185 号 損害賠償等控訴事件

（原審：東京地方裁判所平成 18 年（ワ）第 7583 号 損害賠償等請求事件）

### 尋 問 事 項 （証人（医師 D 氏名））

- 1 平成 14 年 4 月 14 日，入院決定前，（乙 A2・15 頁について）
  - (1) 控訴人に対し，（医師 T）よりの紹介状，及び被控訴人 A や EAP 社らよりの報告内容を開示したか。
  - (2) 同報告内容について，控訴人の意見を聞くなど，控訴人に対し事実確認をしたか。
- 2 昼夜を問わず，マンションの窓，壁，洗濯機などが叩かれる，住居侵入及び車両侵入の痕跡が連日残される，脅迫言動が行われる，といった客観的証拠の存在する訴えは，医療により解決すべき，また，解決できる問題か。
- 3 上記行為等が連日行われる日常が，社会生活を平穩に過ごせる日常といえるか。
- 4 上記のような映像，音声，コンピュータのログ等に残る客観的事実は妄想か。
- 5 再び，平成 14 年 4 月 14 日，入院決定前，（乙 A2・15 頁について）
  - (1) 控訴人本人の訴えを具体的に確認し，本訴訟にて控訴人の示した訴外生活妨害行為等の客観的記録等を確認するなど，控訴人に対し事情確認及び事実確認をしたか。
  - (2) 控訴人は，不眠，食欲不振等の不調を訴えていたか。
  - (3) 控訴人は，精神的ストレスを訴えていたか。
  - (4) 十分可能な問診が尽くされたといえるか。

- (5) 控訴人が、妄想状態であると断定できた根拠は何か。
  - (6) 控訴人が、判断能力の無い状態であると判断できた根拠は何か。
  - (7) 投薬が必要と断定できた根拠は何か。
  - (8) 控訴人に対し、入院の必要性を説明したか。
  - (9) 説明したのであれば、どのように説明して同意を得ようとしたか。
- 6 診断根拠を妄想のみとする診断があり、同根拠が覆された場合、それでも診断は正しかったといえるか。
- 7 控訴人を、即日閉鎖病棟に軟禁し投薬することが最低限必要な措置であったと断定できた根拠を説明せよ。
- 8 当時、原審準備書面(1)で示した移送に関する各種規範を知っていたか。
- 9 各種規範に違反し、各種規範から期待される十分な問診や確認が行われず、事情も明らかにされず、有形力をもって拉致され連行された控訴人が、自ら診察に訪れたといえるか。
- 10 控訴人に対する入院措置については、控訴人との面会前に、既に被控訴人Aらと話されていたか。
- 11 本件強制入院措置判断が、可能な問診や検討を十分に尽くした、他に方法の無い最低限必要な判断であったといえるか。
- 12 医療上の診断において、その判断の結果が客観的な患者の状況とずれているとき、また診断に合理性の無い場合には誤診があるとされるのが常識であるが、本件において、控訴人に対して下された診断は誤診ではないか。
- 13 その他、これらに関連する一切の事項。

以 上